

ConTrack評価利用契約条項

第1条 (契約の成立)

株式会社ベリサーブ (以下、「弊社」といいます。) は申込者 (以下、「お客様」といいます。) に対して、本契約条件及び表紙に記載する条件に従い、無償評価利用を許諾するものとします。なお、本申込に関わる契約 (以下「本契約」という) は、弊社がお客様に「ConTrack(ver2.2) 評価利用申込請書」を発行したときに成立するものとします。

第2条 (定義)

本契約において使用される用語の定義は以下の通りとするものとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、弊社の提供するALMソフトウェアプログラム「ConTrack」及びこれに付随する文書一式をいうものとします。
- (2) 「指定場所」とは、本ソフトウェアを使用する表紙記載のコンピュータの設置場所を意味するものとします。
- (3) 「評価期間」とは、表紙に記載する期間で、お客様が本契約にしたがって、本ソフトウェアを使用することができる期間を意味するものとします。

第3条 (使用許諾)

1. 弊社は、本ソフトウェアについて、評価期間中、お客様による本ソフトウェアの評価および試行導入 (以下、「本件目的」といいます。) を目的として、お客様に対して、本件目的の範囲内、かつお客様の社内においてのみ使用するための日本国内における譲渡不能の非独占的な使用権を無償で許諾するものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアを表紙に記載する評価期間、使用ユーザ数及び指定場所で使用できるものとします。
3. お客様は、本条項に基づき本ソフトウェアの使用権のみを取得し、本ソフトウェアの著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しないものとします。
4. 本契約はお客様に対し、本ソフトウェアの改訂版、変更、機能強化、サービスパック、またはその他のサポートサービスを受ける権利を付与するものではないものとします。
5. お客様は、本ソフトウェアを、直接的、間接的を問わず、日本国外へ持ち出すことはできないものとします。

第4条 (著作権等の帰属)

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権は、弊社に帰属します。

第5条 (本ソフトウェアの納品)

弊社は、本ソフトウェアを表紙の納品場所及び納品日までに納品するものとし、当該納品をもって引き渡しは完了するものとします。

第6条 (遵守事項)

お客様は、次の各号に定める行為を行い、かつ第三者に当該行為を行わせてはなりません。

- (1) 本ソフトウェアの全部または一部を、有償、無償を問わず第三者に開示、譲渡、貸与、占有移転、再使用許諾すること。
- (2) 本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に移転、譲渡、担保の用に供すること。
- (3) 本ソフトウェアを複製、翻案、改変し、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為。

第7条 (免責)

1. 弊社は、本ソフトウェアに関して、瑕疵担保責任、第三者の知的財産権の非侵害、商品性または特定目的への適合性を含み、いかなる明示または黙示の保証および責任を負わないものとする。
2. 弊社は、本ソフトウェアのインストール、使用、不使用または使用不能等に起因して、対象コンピュータ、通信機器、アプリケーション、ソフトウェア等の破損を含み、お客様またはその他の第三者が本ソフトウェアに関連して直接的または間接的に被ったいかなる損害 (弊社の予見可能性の有無を問わず発生した特別損害、間接損害及び逸失利益、機会の損失、データの損失等を含む) についても責任を負いません。
3. 弊社は、本ソフトウェアの保守サポートおよび技術支援については実施しないものとします。

第8条 (機密保持)

1. お客様は、弊社の書面による事前の承諾なしに、本ソフトウェアに関する情報 (お客様による本ソフトウェアの評価結果を含む) および本契約に関連して知り得た、弊社の技術上または営業上その他一切の情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号の情報は含まれないものとします。

- (1) 開示の時点ですでに保有しているもの。
- (2) 本契約に違反することなく、開示の時点で公知のものお

よび開示を受けた後に公知となったもの。

- (3) 開示の有無にかかわらず独自に開発したもの。

(4) 機密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの。

2. お客様は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、弊社から受領した機密情報を弊社に返却または自己にて廃棄もしくは削除するものとする。

- (1) 本契約が終了したとき。
- (2) 弊社が返還を求めたとき。

第9条 (契約期間)

本契約の有効期間は、表紙に定める評価期間とします。

第10条 (契約の解除)

お客様が次の各号のいずれかにでも該当したときは、弊社はなんらの通知、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

- (1) お客様の債務不履行が、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されないとき。
- (2) 重大な過失または背信行為があったとき。
- (3) 差押、仮差押、公売処分その他公権力の処分を受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他倒産手続開始の申立がなされたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) お客様の資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (7) 総会屋、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関連団体およびその他反社会的勢力 (以下、「反社会的勢力等」といいます。) であるとき、または反社会的勢力等であったとき。
- (8) 役員または主要な出資者が、反社会的勢力等の構成員であるときまたはあったとき。
- (9) 自らまたは反社会的勢力等を利用し、弊社に対して詐術、暴力的行為、不当要求または脅迫的言辞を用いたとき。
- (10) 自らまたは反社会的勢力等を利用し、弊社の名誉・信用を毀損しもしくは毀損するおそれがあると認められるとき。
- (11) 自らまたは反社会的勢力等を利用し、弊社の業務を妨害しまたは妨害するおそれのある行為をしもしくは妨害するおそれがあると認められるとき。
- (12) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第11条 (残存条項)

本契約終了後も、第3条、第6条、第7条、本条および第11条の規定は有効に存続するものとします。

第12条 (その他)

1. 弊社はお客様への事前の告知なく本ソフトウェアの仕様を変更し、本ソフトウェアの提供を中止する場合があります。
2. 評価期間満了時、もしくは本契約が終了または解除された場合、お客様は、弊社の指示に従い、直ちに本ソフトウェアを弊社に返還もしくは、廃棄しなければならないものとします。
3. 本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、お客様・弊社誠意をもって協議し決定するものとします。
4. 前号の協議を行っても、なお解決できず裁判による解決を必要とする場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上